

濃厚接触者の特定、行動制限・待機期間について

注) いずれも症状が無い前提であり、
症状がある場合は、医療機関を受診いただく

国の事務連絡の区分		対象者選定	備考（国事務連絡による新たな要素等）
(1)	同一世帯内	保健所が特定 【従前どおり】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会機能維持者か否かによらず、4、5日目の自費検査で陰性確認後、5日目から解除可能(7日間健康観察) <u>(3)(4)にも適用可</u>
(2)	事業所等 <(3)(4)を除く>	<u>患者本人から連絡を受けた接触者が自主的に</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として出勤を含む外出を制限する必要なし ・事業者等で感染者と接触した ⇒ ハイリスク者(※)との接触、飲食やイベント参加などを控える ・感染対策を行わずに、感染者と飲食などの接触をした ⇒ 接触者は、自主的に外出自粛・健康観察(7日間、若しくは5日間の待機に加えて自費検査で陰性確認など)
(3)	入院医療機関、 高齢者・障害児者入 所施設	保健所が特定 【従前どおり】	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者は、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認で業務従事可能
(4)	保育所、幼稚園、小 学校等	患者本人から 連絡を受けた 管理者が選定 【従前どおり】	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体で方針を決定 ⇒ 感染者からの連絡を基に、管理者等が接触者をリストアップし、外出自粛・健康観察【従前どおり】 <ul style="list-style-type: none"> ・従事者は、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認で業務従事可能

※ハイリスク者 ～ 高齢者、基礎疾患を有する者など